

令和6年度 第1回大田区障がい施策推進会議 議事録（要旨）

日 時：令和6年7月4日（木）13時30分から15時00分まで

会 場：大田区民ホール・アプリコ 展示室

開催方法：会場参集・Web・書面

出席者：阿出川委員、安齋委員、石渡委員、板鼻委員、川崎委員、閑製委員、小堀委員、鈴木委員、高橋委員、竹内委員、田中委員、中越委員、中原委員、名川委員、橋本委員、星山委員、堀江委員、宮澤委員、宮田委員、山口委員（五十音順）

1 開会

- (1) 石渡会長 挨拶
- (2) 張間福祉部長 挨拶
- (3) 事務連絡（配付資料等確認）

2 議題

- (1) おおた障がい施策推進プラン（令和3年度～5年度）の進捗状況
ア 令和5年度実績及び3年間の総括 イ モニタリング結果 について、事務局から説明（資料1）

石渡会長：

資料5ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行について、退所理由の「入院」に精神科への入院は含まれるのか。含まれる場合、どのくらいの人数か。

詳しいところが分かれば、教えていただきたい。

障害福祉課長：

退所理由の入院については、後日議事録で共有させていただく。

※福祉施設入所者の精神科への入院状況について：

令和3年度から5年度における福祉施設の入所者の退所に、精神科への入院による退所は含まれていない。

星山委員：

1点目は、資料10ページの精神障害に関する質問。

2024年2月1日、日本精神神経学会ホームページにおいて、優生保護法に関する声明という謝罪文が公開された。その内容は、旧優生保護法の下、医師が障がい者に強制不妊手術を行った事実を過去のものとし、また、障がいへの差別は現在もなお存在するというものであった。これは障がい者全体の問題である。

区の精神保健福祉地域推進会議では、このような振り返りを他機関と共有しているか。また、障がい者の地域移行が進まない現状をどう見ておられるのかお伺いしたい。

2点目は、資料12ページの訪問系サービスの利用状況についての質問。

令和4年に区の基準該当事業所が、居宅介護と同行援護の派遣事業を終了し、当該サービス利用者の中に大きな不安が広がった。福祉オンブズマンの介入もあり、当時の障害福祉課長は区議会にて、サービスの質、量を落とさないようホームヘルパー、ガイドヘルパーの養成、確保していくと答えたが、その後の実施の有無や成果等について教えてほしい。

3点目は、資料18ページの指導検査を受けた事業者に関する質問。

ある事業者が運営するグループホームで不正があり、指定取り消しとなったという報道があった。そこで、区内の事業者が提供する障がい福祉サービスの内容について、利用者が問題を感じ、指導検査の実施を望んだ場合に、その通報や相談は、どこに行ったらよいか。

4点目は、資料21ページの防犯についての質問。

昨今、障がいに乗じたと考えられる、性被害や虐待などの犯罪行動が増えている。外出時、いろいろなところで、障がい児・者への迷惑行為や嫌がらせをなくすために、予防的観点から、区民への周知や被害者相談窓口の設置、警察との連携など、対策をしていただくとありがたい。令和6年4月からは女性支援新法が施行された。障がいのある女性の人権を守っていただきたいと思う。

また、合理的配慮の取り組みを通して、障がい児・者が差別されることなく安心して住み続けられる地域共生社会の実現及び障がい児・者の権利を守るまちの実現に向けてご検討いただきたい。

健康づくり課長：

1点目について、優生保護法に関しては、精神保健福祉地域支援推進会議の中では現状取り扱っていない。

地域移行が進まない現状について、精神保健福祉地域支援推進会議のなかにコア会議を設け、地域移行をどういった方法で進めていくか関係機関とともに話し合っているところである。具体的には、南晴病院に協力いただき、入院患者へ退院後支援の仕組みを説明し、それに対する意見や課題についてアンケートをとり、必要な支援スキームを検討している。そのようにして地域移行の課題等を洗い出し、取り組みを進めている。

障害福祉課長：

2点目について、どのサービスについても、利用されている方がそれがないと生活に困ってしまう方は多々いると認識している。引き続き、支援者の確保や質の確保に努めていく。

福祉支援調整担当課長：

3点目について、事業者の指導は、区内の事業所であれば大田区が直接、指導する

権限がある。大田区域を超えると、東京都、もっと広域だと国（厚生労働省）の対応となる。

担当部署は、福祉管理課の法人指導担当であるが、厳密ではなく、例えば施設入所している方への虐待が疑われる場合に、高齢福祉課や介護保険課、障害福祉課などに相談が入ることもある。事業者の問題があると判断されると、庁内で個人情報に配慮しながら問題を共有して、場合によっては東京都とも連携し、指導、実態調査を行っている。したがって、第一次的には福祉管理課にご通報いただければ問題ないが、それぞれの関係する窓口伝えていただければ、指導、検査を行っている。

障害福祉課長：

4点目について、防災危機管理課に確認し、後日議事録で共有させていただく。

※防犯について：

（防災危機管理課）区では警察と連携し、「区民安全・安心メールサービス」にて区内の不審者情報等の防犯情報を配信している。メール内でも相談先として、以下の窓口をご案内させていただいているので、ご活用いただきたい。

【どんな悩みでもご利用いただける相談窓口】

よりそいホットライン 0120-279-338

閑製委員：

区の地域生活支援拠点等において、実情を考えると一番は緊急時の受入れ対応について、どこに相談をしていったらいいのか明確に明示されていないことがとても不安に思う。安心して大田区の中で暮らしていくためには、受入れや対応について、もう少し明確に分かりやすいものを提示していただきたい。

つばさホームの緊急時短期入所の利用可能期間は、最長1週間と聞いている。本人にあった場所や保護者の方の対応などを1週間以内に対処するのは難しい。本人や保護者が入院、ケガなどをした緊急時に、どうするのかという不安さは毎年拭えない。

地域生活支援拠点等の設置が努力義務化され、大田区では設置済みということであるが、内容においてはばらつきもあると感じる。大田区は面積が広く、人口も多いのでそれをカバーできるだけの対応について、検討していただきたい。

実際、他区では、緊急時のいろいろな対応が進んでいるところもある。年利用数は1～2件ほどと聞くが、体制が整っているだけでどれほど安心して暮らせるか、と感じる。

障害福祉課長：

地域生活支援拠点等について、例えば相談の窓口の分かりやすい明示であるとか、そのほかの部分で緊急時になる前の予防的な支援であるとか、様々なことが関係するところである。貴重な意見として受け止めさせていただく。

宮田委員：

資料 5 ページの地域移行について、重症心身障がい者のなかにも施設入所ではなく、地域で生活するという選択をされる方も増えている。しかし、グループホームに入り、年末年始や週末、また、体調がいま一つな時などで自宅に戻るときに、自宅での支援がなく、生活がとても大変になっているという話を聞いている。

できるだけ地域で暮らしたいという思いの中でグループホームを選ぶのだが、居宅支援が使えないような状況の中で、これからの地域移行というのは重症心身障がいの場合、非常に難しいと考える。親御さんの年代が高くなれば、グループホームではなく、施設入所を望むが、選択肢としてどんなに障がいが高くても、グループホームで生活をしたいという方たちのために、自宅に戻ったときの何らかの支援というのを検討していただきたい。

障害福祉課長：

グループホーム等から一時的にご自宅に戻られたときの対応につきまして、今後どういう形が進められるか考えさせていただきたい。

宮澤委員；

資料 20 ページの障がい者の理解促進について、法律の認知度は 48.8%とあり、内容まで知っていて、合理的配慮などを行った経験があるのは 5%しかいないが、皆さんの話を聞いたり見たりしていると、合理的配慮についてよく分かっているのだが、この問題を取り上げると非常に難しい話になるので、この話を避けるというような感じがしてならない。

認知度の向上のための取組としては大身連と知的障がい者の団体とで、小学 4 年生、中学 1 年生に向けての出張授業を行っており、現在 34 校の申込みがあり、もっと増えるように感じる。認知度向上のための取組として、依頼を受けていきたい。

障害福祉課長：

障がい理解の啓発活動など、いろいろな取組みをしてことはとても大事なことである。例えば、おおたみんなのつどいプロジェクトなどを通して、施設まつりに参加していただくようなきっかけづくりしていくなど、地道ではあるが、通年で皆さんと一緒に頑張っていければと思っている。

川崎委員：

資料 10 ページの精神障がい者の地域移行に関し、地域福祉課に相談した際、利用基準に合わず断られたことがあった。精神障がい者の地域定着支援利用者が令和 3 年度から 1 桁が続いており、希望している人が多いが実績が少ないと感じる。

アウトリーチ的な支援かと思うが、マンパワー不足か、それとも地域福祉課の判断なのかお聞きしたい。

障害福祉課長：

ご指摘いただいた精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、区としても重要な課題だと捉えている。また、地域定着支援利用者数について、本当にこの数字というご心配かと受け取る。

区職員等がきちんと対象の方に納得していただけるような寄り添った説明や対応をすることが求められると考える。

(2) 大田区における地域生活支援拠点等の経過と現状の取り組みについて、事務局から説明(資料2)

橋本委員：

保護者の立場からすると、何かあったときに、すぐに連絡できる所というのがないのは大きな不安材料である。子どもとともに親も高齢化し、特に、身体障がいの場合、介護者の身体的負担が大変大きく、お母さん(介護者)の体の状態が深刻になっているケースが非常に多い。24時間、曜日、時間を問わず、いつ大変な状態になるかというのは誰にも分からないことで、家に子どもと2人であるようなときに、突然体が動かなくなってしまうたら、まず、自分はどこに電話すればいいのだろう、どうしたらいいのだろう、というのは大きな課題だと思う。

短期入所についても、当会(大田区肢体不自由児(者)父母の会)の会員の方にお話を伺うと障がいの状況によって利用が制限されていて、受け入れていただけていないという方がいた。大田区内には、障がい者総合サポートセンターB棟とつばさホーム前の浦という所の2つあるが、どちらも利用ができていないという方が、現在もいらっしゃる。

そういった場合、本当に緊急の事態が発生したときに、どうしたらいいのか全く見えてこない。これから新しく大田生活実習所内にできる短期入所の所も含めて、必ずどこかには利用ができるという所をつくっていただき、そういった所に登録をして、何かがあったときには、あそこに入れるという所を事前の体験宿泊利用も含めて、相談機関とつなげていただきたい。高齢の親の状態や子どもの障がいの状態を把握してくださる相談の窓口がしっかりとあることが、親の大きな安心につながると思うので引き続きご検討をお願いしたい。

障害福祉課長：

まさに、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちというところが、当推進プランの基本理念である。何かあったときの緊急時の対応というのは、非常に大切なことだとであり、区としても重く受け止めさせていただきながら、着実に進めていくということが必要だと考えている。

中原委員：

社会福祉協議会は、この推進プランと一緒に進めていく立場でもあるので、社会福

社協議会の取り組みも含めてお話ししたい。

地域移行や地域生活支援拠点等は、居住支援やグループホーム、あるいは権利擁護も必要であり、様々な総体が絡まっていると思う。

そこにおいては、世帯全体を見ることが大切だと思う。グループホームなどの整備はもちろん必要だが、家庭から地域に移行する場合には、お母さんたち、お父さんたちのことも考えながら、施策を展開しないといけない。地域移行も同じく、地域に帰った後の生活を、世帯全体のことを考えて施策を進めなければいけないと思う。

成年後見制度への取り組みも社会福祉協議会で担っているが、その中の老いじたく支援では、親亡き後ということで子どものことを考えるだけでなく、まずは、ご自分のことも考えるよう伝えている。年齢的にお母さん・お父さんのほうが先に何かある確率が高いからである。ぜひ、施策を展開する場合、相談に乗る場合は、世帯全体を考えて欲しいというのが一つである。

また、老いじたく相談会の来場者のほとんどは高齢者である。そのため別の枠として、閑製委員（大田区手をつなぐ育成会）のところで講座行ったところ、百何人と参加があり、障がい者においても、とても関心があると分かった。

おたが障がい施策推進プランは障がい施策の展開図（プラン 13 ページ）であり、地域共生社会のことであるが、成年後見制度などの実績を見てみると、地域共生社会実現の中で障がい者の方が漏れかける部分があると感じている。

障がい者の参加に力を入れる必要があると思っているので、ぜひ行政と社協とでパートナーシップを持ちながらやっていきたい。

障害福祉課長：

世帯全体で見るというところでは、個別給付とか個別の支援だけではなくて、今まで縦割りになっていた部分なども含めて横断的に対応していくということが必要だと考える。

また、地域共生社会に障がい者が抜けがちという部分では、積極的に配慮して声かけをしていく必要があると考える。

阿出川委員：

2点、情報提供、ご相談したいことがある。

1点目は、保護者の方が、小学校に入る前の就学相談のところで、特別支援学校にするか特殊支援学級にするか迷っており、学校を決める以外のことも含めての相談について、わかばの家でたくさんお世話になっている、とのことであった。保護者の方が安心して相談できる場所、緊急時に何か相談できる場所という所があるとありがたいなと思っている。

2点目として、本校は、福祉避難所に指定されており、防災の担当部署の方と打合わせをし訓練を予定しているが、その際に、本校の防災の委員会から、障がいを持つ場合どこに避難したらいいのか分からないという話があった。

サービス計画か何かで申請しどこに行くか決められるものではないかと耳にしたこともあるが、そこがよく分からないでお困りの方もいる。申請というのが原則なの

かもしれないが、その辺を整えていただけると、ご家族の方も安心して生活できるのではないかと感じる。

障がい者総合サポートセンター次長：

1点目について、わかばの家の一つの事業として、電話相談・来所相談を月曜日から土曜日の8時半から17時15分まで受け付けている。

就学前の児童を対象とした発達に関する相談・助言として幅広く受け付けており、そこで申し出ていただいた内容を受け止め、個別にお答えをさせていただいている。また、保護者だけでなく関係機関からの相談も受けているのでぜひ活用してほしい。

わかばの家の事業については今後も、状況の変化等をキャッチアップしながら運営していくので、ぜひ学校でも、そういった事業があるということをご認識いただきたい。

福祉管理課長：

福祉避難所について、大田区では、震災と水害の場合とで2パターンある。

避難について震災の場合は、学校避難所が避難先となる。区内91か所が指定されており、まずはそこにご避難いただき、その中で学校避難所では、生活が厳しい状況にある方を対象として、震災後72時間以内に開設される福祉避難所に移っていただくこととなっている。

台風など風水害の場合、福祉避難所は、学校避難所等と同じタイミングで開設準備を行うが、事前に避難行動要支援者の中でも、受入対象を決めている。この避難所には誰々というように対象を決めさせていただき、そこに避難いただくのを想定しているが、現段階では、全ての方たちに、その福祉避難所の場所等を伝え切れていない状態である。対象の方には今後、個別避難計画の作成等を通し、共有させていただく。

(3) その他

事務局から今後のスケジュール等を説明

3 閉会

以上